

第353号  
2026年3月

# 香川 ニュー物流

トピックス

- 貨物自動車運送業支援金実施のお知らせについて
- 36協定の届出をお忘れなく



 一般社団法人 香川県トラック協会

## CONTENTS

香川県内の事業用トラックの事故件数について	2
DX推進セミナーを開催しました	3
乗務員向け講習会のお知らせ	3
貨物自動車運送業支援金実施のお知らせ	4
36協定の届出をお忘れなく	6
時間外・休日労働に関する協定(36協定)届作成のチェックポイント	7
新春文化セミナー&新春賀詞交歓会を開催しました	8
全ト協女性部会四国ブロック大会を開催しました	8
「高齢者の労働災害防止のための指針」が公示されました	9
陸災防からのお知らせ	10
カマタマーレ讃岐ホームゲーム日程について	10
カウンセリング付き定期診断で日々の業務をより安全に	11
3月行事予定	12
全ト協燃料ニュース(四国地区)	12
会員用機関誌「情報提供」はホームページに掲載しています	12

## 香川県内の事業用トラックの事故件数について

## 県内発生の子ナンバートラックの交通事故

7年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	前年同期	増減数
件数(件)	7	2	3	1	5	6	5	8	4	6	5	12	64	82	-18
死者(人)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	-1
負傷者(人)	7	2	5	1	6	8	9	14	4	6	5	17	84	100	-16

8年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	前年同期	増減数
件数(件)	7												7	7	0
死者(人)	0												0	1	-1
負傷者(人)	10												10	7	3

※条件1：事業用の貨物車（大型車、中型車、準中型車、普通車）

※条件2：第1当事者及び第2当事者となった交通事故

# DX推進セミナーを開催しました

●香川県トラック協会

香川県トラック協会は、1月28日（水）に全日本トラック協会との共催で「中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー」を開催しました。

当セミナーでは、中小トラック運送事業者へのDX推進による労働生産性の向上と業務効率化を支援することを目的にしたものです。

当日は、近代経営システム研究所代表である森高弘純氏を講師に迎え、DX活用による経営改善について実例を紹介しながら説明、および運行管理に役立つ機器についてのデモンストレーションも併せて行いました。

続いて、日本貨物運送協同組合連合会による「Web KIT」の説明会を実施し、輸送の効率化や情報化の効果についての説明がありました。



DX活用の重要性を説明される森高講師



日本貨物運送協同組合連合会による「Web KIT」説明

## 乗務員向け講習会のお知らせ

香川県トラック協会が開催する直近の乗務員向け講習会は次のとおりです。  
詳しくは「3月の情報提供」（香ト協ホームページ-会員の皆様へ）を参照し、お申込み下さい。

### ■ 初任運転者及び事故惹起運転者講習会

概 要	交通事故を引き起こした運転者の再発防止に向けた運行の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とした義務講習
開 催 日	【事故惹起運転者講習会】 令和8年3月5日（木）
開 催 時 間	9：30～17：00
開 催 場 所	四国交通共済会館
そ の 他	初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」（ <a href="http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/">http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/</a> ）で申込状況をご確認いただきお申込みください。



- ・令和4年11月1日～12月23日受付分、令和5年8月21日～10月20日受付分、令和6年2月1日～3月29日受付分、令和7年2月3日～3月21日受付分に続き、**5回目の実施**です。
- ・県がこれまで実施した「貨物自動車運送業支援金」の支給を受けた事業者も対象です。

**申請受付期限：令和8年3月19日（木）**

- ※ 当日消印有効です（消印が確認できる方法で送付してください）。
- ※ 簡易書留やレターパックプラスなど、送達を確認できる方法で送付してください。
- ※ 詳しい申請方法は次ページをご確認ください。

**1 目的**

香川県では、物価高騰等により物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物輸送の維持を図るため支援金を支給します。

**2 支援対象事業者**

次のいずれにも該当する事業者の方が対象です。

- （1）令和7年12月1日時点で、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に定める一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営み、県内に本社又は営業所を有する者とする。
- （2）支給申請時に（1）に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思があること。

※ 県がこれまで実施した「貨物自動車運送業支援金」の支給を受けた方も申請できます。

**3 対象車両及び支給額**

支援区分	1台あたり 支給額	自動車検査証の記載事項				
		自動車の 種別	用途 <sup>(注)</sup>	自家用・ 事業用の別	使用の本拠の 位置	使用者の 氏名又は名称
普通貨物自動車 (例) 1ナンバー (100等) 普通車の800ナンバー等	30,000円	普通	「貨物」 又は 「特種」	事業用	香川県内の 住所であること	申請者と同一の 個人または法人
小型貨物自動車 (例) 4ナンバー (400等) 小型車の8ナンバー等	20,000円	小型				
軽貨物自動車 (例) 4ナンバー (480等) 軽自動車の8ナンバー等	10,000円	軽自動車				

<sup>(注)</sup> 軽自動車については、自動車の用途が「乗用」である場合でも、備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供するものとする」の記載がある場合は対象とします。

※ 県内ナンバー（香川又は高松）で、事業用で登録している車両（緑又は黒ナンバー）に限ります。

※ 被けん引車及び原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外です。

※ 支給額は、令和7年12月1日現在で支援対象者が事業用に登録し、使用する車両の数に応じて算定します。

（次頁へ続きます）

## 4 申請手続き

### ○提出書類

- ・作成に当たっては、チェックリスト及び記入例をご活用ください。
- ・申請書類は全てA4用紙でご作成ください。(自動車検査証や通帳の写し等も含まれます。)
- ・様式、要綱等は、香川県又は一般社団法人香川県トラック協会のWEBサイトからも入手できます。

- (1) 香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金車両内訳書(様式第1号別紙1)  
〔営業所が複数ある場合は「複数営業所用 車両台数集計表」(様式第1号別紙2)も必要です。〕
- (3) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書の控え等の写し  
〔★紛失等により提出できない場合は(7)同意書(様式第3号)に必要事項を記入しご提出ください〕
- (4) 支援対象となる全車両の「自動車検査証」の写し及びその自動車検査証に対応する「自動車検査証記録事項」の写し(令和7年12月1日現在で有効期限内<sup>※1</sup>のもの)  
<sup>※1</sup> 登録年月日/交付年月日が令和7年12月1日以前かつ有効期間の満了する日が令和7年12月1日以後のもの  
〔★車両の買い替え等により提出できない車両がある場合は、買い替え等の後の車両の「自動車検査証」の写し及びその自動車検査証に対応する「自動車検査証検査事項」の写しと(7)同意書(様式第3号)をご提出ください。〕
- (5) 誓約書(様式第2号)
- (6) 支援金の振込先口座を確認することのできる書類(通帳の写し等)
- (7) 貨物自動車運送事業に係る運輸局への照会に関する同意書(様式第3号) ←★の場合のみ
- (8) その他知事が必要と認める書類

### ○提出方法

- ・申請書類は、申請先(問合せ先)宛てに郵送により、提出してください。

#### 《申請先(問合せ先)》

〒760-0066  
香川県高松市福岡町3丁目2番3号(香川県トラック総合会館3F)  
香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金事務局  
TEL: 087-813-2500、FAX: 087-813-2501、業務時間: 9:30~12:00、13:00~16:00(土・日・祝日を除く。)

#### 《注意事項》

- ・簡易書留、レターパックプラスなどの送達を確認できる方法で送付してください。
- ・県内に営業所が複数ある場合、営業所ごとの申請はできません。法人単位又は個人事業主単位で申請してください。
- ・同一の法人又は個人事業主が今回の本支援金を申請できるのは、1回限りとします。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。
- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。

## 5 支給決定

提出された申請書類の内容を審査の上、支援金の支給又は不支給を決定し、申請者に通知します。

## 6 支援金の支給

支援金は、支給決定後、口座振替の方法により支給します。

# 36協定の届出をお忘れなく

「時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）」を所轄の労働監督署に届け出て初めて事業者は労働者に対して、残業や休日出勤を行うことができます。

また、36協定には有効期間があります。特に1月や4月を起算日として、1年間の有効期間を定めている場合が多いため、残業がある会社におかれましては、自社の36協定の有効期間を確認し、有効期間が切れている場合には速やかにご提出ください。

なお、厚生労働省では、作成をサポートする「作成支援ツール」を用意しておりますので、ご利用ください。

\* 作成支援ツール（36協定届出、1年単位の变形労働時間制に関する書面）について

[https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support\\_1.html](https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html)

The screenshot shows the homepage of the 'Startup Labor Conditions' website. At the top right, there is a 'Text Size' selector with options for 'Small', 'Medium', and 'Large', and the 'Ministry of Health, Labour and Welfare' logo. The main header features the text '事業者のためのお役立ちサイト' (Helpful site for business owners) and 'スタートアップ労働条件' (Startup Labor Conditions). Below the header, there are three cartoon characters representing different roles. The main content area is titled 'TOP > 電子申請様式作成支援ツールについて' (TOP > About the Electronic Application Form Creation Support Tool). A large box contains a message: '「スタートアップ労働条件」をご利用いただき、誠にありがとうございます。システムメンテナンスのため、2/26（木）9:00～14:00までサービスご利用頂けません。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。' (Thank you for using 'Startup Labor Conditions'. Due to system maintenance, services will be unavailable from 9:00 to 14:00 on 2/26 (Thu). We apologize for the inconvenience and hope you can understand. We appreciate your cooperation.) Below this is a section titled '電子申請様式作成支援ツールについて' (About the Electronic Application Form Creation Support Tool). It lists several points: '入力フォームから必要項目を入力することで、労働基準監督署に届出が可能な資料を作成することができます。電子申請が可能な対象手続は以下のとおりです。' (By entering required items in the input form, you can create documents that can be submitted to the Labor Standards Inspection Office. The procedures eligible for electronic application are as follows.) It then lists: '○時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）' (36 Agreement), '○就業規則（変更）届' (Change of Work Rules), '○1年単位の变形労働時間制に関する協定届' (1-year unit flexible working hours agreement), and '○就業規則（変更）届' (Change of Work Rules). It also states: '本ツールを用いて作成し、電子申請を行うためにはログインが必要であるため、GビズID若しくはスタートアップ労働条件のアカウントを用いてログインしてご利用下さい。' (To use this tool to create and submit electronically, you need to log in. Please use G-Biz ID or the account for Startup Labor Conditions to log in and use the tool.) and '本ツールは、以下の二通りの使い方ができます。' (This tool can be used in two ways.) ① 'ツール上で届出に必要な資料を作成し、労使協定を締結（就業規則については労働者代表から意見聴取）した上で電子申請を行う。' (Create documents on the tool, conclude the agreement, and submit electronically.) ② 'ツール外で作成した労使協定の内容を入力し（就業規則を除く）、ツール外で作成した届出に必要な資料を添付した上で電子申請を行う。' (Input the agreement content, attach documents created outside the tool, and submit electronically.) On the right side, there are several navigation buttons: '電子申請' (Electronic Application), '就業規則' (Work Rules), 'WEB診断' (WEB Diagnosis), 'セルフチェック' (Self-Check), 'お役立ち支援情報' (Helpful Support Information), 'メールマガジン登録' (Email Magazine Registration), and 'アンケートに回答する' (Answer Survey). At the bottom of the main content area, there is a button labeled '電子申請様式 作成支援ツール' (Electronic Application Form Creation Support Tool) with a cartoon character icon.

作成支援ツールトップ画面

## 時間外・休日労働に関する協定(36 協定)届作成の チェックポイント

### 1 記載事項の漏れや指針に適合していない項目がないかご確認ください

◎労働保険番号や法人番号（個人事業主を除く。）が記載されていますか？

◎特別条項の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」について、36 協定指針に基づき、一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものをできる限り具体的に定めていますか？

### 2 令和6年4月1日から適用猶予業務等に係る様式が変わっています

※3月以前に提出する場合でも、36協定の対象期間の初日が4月1日以降のものは新様式での提出が必要です。

#### 【建設業】

※労基法別表第1第3号に掲げる事業、事業場の所属する企業の主たる事業が労基法別表第1第3号に掲げる事業である事業場における事業及び工作物の建設の事業に関連する警備の事業（交通誘導の業務に限る。）

		月 45 時間・年 360 時間を超える時間外・休日労働	
		見込まれる	見込まれない
災害時の復旧・復興の対応	見込まれる	様式9号の3の3	様式9号の3の2
	見込まれない	様式9号の2	様式9号

#### 【自動車運転者を含む場合】

月 45 時間・年 360 時間を超える時間外・休日労働	
見込まれる	見込まれない
様式9号の3の5	様式9号の3の4



(36 協定届に「別添協定書のとおり」等と記載した場合)
時間外労働及び休日労働に関する協定書

#### 【特定医師を含む場合】

※特定医師とは、医療提供体制の確保に必要な者として病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者、例えば血液センター等の勤務医、産業医、検診センターの医師等は該当しない。）

月 45 時間・年 360 時間を超える時間外・休日労働	
見込まれる	見込まれない
様式9号の5	様式9号の4

#### ①36協定の様式と記載例はこちら

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/36_kyoutei.html)

[roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudouki\\_jun\\_keiyaku/36\\_kyoutei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/36_kyoutei.html)

※新様式（建設業、自動車運転者(タクシー・ハイヤー、トラック、バス)、特定医師を含む事業場）の記載例は、それぞれページ下方に掲載のパンフレットに掲載されています。



#### ②作成支援ツールはこちら

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

※作成支援ツールは令和6年4月1日以降の新様式(様式第9号の3の2～第9号の5)に対応したものができておりません。対応したツールができるまでの間は、上記①から様式をダウンロードする等してください。



## 新春文化セミナー&新春賀詞交歓会を開催しました

●香川県トラック協会

香川県トラック協会は1月26日（月）にホテルパールガーデンにおいて「新春文化セミナー」を開催しました。

当日は、約140名が出席され「アンチエイジング、若返る為の筋力トレーニング」をテーマに、落語家の桂こけ枝氏、高松トレーニングクラブ代表 中尾達文氏、さぬきスポーツジム代表 石川健一氏を講師として迎え、座談会「生涯現役の身体づくり-労働寿命・健康寿命を伸ばすための筋力トレーニング」を繰り広げました。

桂氏は、やさしく馴染みやすい語り口調で笑いも交えながら「健康第一、簡単な運動から始めましょう」と話されていました。

引き続き開催された新春賀詞交歓会では、楠木会長による挨拶の後、各団体より出席された方々による歓談の輪が広がっていました。



座談会の様子



賀詞交歓会で挨拶する楠木会長

## 全ト協女性部会 四国ブロック大会を開催しました

●四国ブロックトラック協会女性部会

四国ブロックトラック協会女性部会（岡佐智代部会長）は、2月6日（金）に高松市香川町のザ・チェルシーにおいて全ト協女性部会四国ブロック大会を開催しました。

当日は、来賓として黒川博之香川運輸支局長にご臨席賜りました。

第1部研修会では(株)エフエーエスの塩田章仁氏を講師に迎え「想像するだけで、世界は少しやさしくなる」と題して講演を頂きました。

塩田講師は、女性から性別変更したトランスジェンダー男性として誰もが働きやすく、活躍できる職場づくりを目指し、講師自身の経験を交えながら、LGBTQ+など「性の多様性」を尊重できる社会について学ぶ非常に有意義な講演となりました。

その後、楠木会長（全ト協副会長）の挨拶と松本副会長（香ト協副会長）の乾杯で交流会が始まり、ゲストとしてシンガーの菅涼子氏とジャズピアニストの梅田玲奈氏お2人を迎え、ジャズ演奏で華を添えて頂き、各々交流を深めながら盛況のうちに終了しました。



来賓挨拶  
黒川博之香川運輸支局長



(株)エフエーエス 塩田章仁氏による講演



交流会の様子

# 高齢者の労働災害防止のための指針概要

「高齢者の労働災害防止のための指針」(令和8年厚生労働大臣公示第1号)が令和8年2月10日に公示されました。  
 ※詳しくは「3月の情報提供」をご覧ください。

## 第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るための定められたもの。

## 第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就業状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

### 1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
- 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
- 高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出し出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

### 2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高齢者の特性を考慮した作業管理
- 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

### 3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
- 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
- 高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
- 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

### 第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

### 第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

### 4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高齢者の状況に応じた業務の提供
- 高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
- 高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
- 高齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
- 集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルズ指針)」等に基づく取組に努めること。

### 5 安全衛生教育

- 高齢者に対する教育
- 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を促すべく十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
- 管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

# 陸災防 からのお知らせ

**2026年度の陸災防フォークリフト運転技能講習会、  
はい作業主任者技能講習会等の日程表を  
ホームページに掲載していますのでご覧ください！  
なお、はい作業主任者技能講習につきましては、  
早期に定員に達するため、  
早めのご予約をお願いします。  
受講申し込みのご予約は先ずはお電話で！**



<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お申込み・  
お問い合わせ



災害防止団体  
陸運労災防止協会 香川県支部  
TEL(087)851-6251



## カマタマーレ讃岐 ホームゲーム日程

3/ 8 (日)	14時KO	vs 今治
3/22 (日)	14時KO	vs 奈良
3/29 (日)	14時KO	vs 愛媛
4/12 (日)	14時KO	vs 徳島

※最新の試合情報は、カマタマーレ讃岐ホームページ  
をご覧ください。



© KAMATAMARE SANUKI

**四国化成MEGLIOスタジアムで開催！**

# ★カウンセリング付き定期診断 で日々の業務をより安全に

## 一般診断 + カウンセリング

運転者の指導に悩む事業者さまにもおすすめ診断結果をもとに日頃の運転を振り返り、  
ナスバが安全運転へのお手伝いをいたします

✓自分の運転の「くせ」を知る。

運転態度、認知・処理機能、視覚機能など  
心理及び生理の両面から個人の特性を把握

✓加齢などによる心身の変化を見る

加齢や生活環境の影響を受けて、  
運転に対する考え方や反応も変化

- 一般診断料 2,400円
- カウンセリング料 2,400円

※各種協会、共済等に加入中の事業者は一般診断料が助成対象です。

\*\*\*\*\*

### 適性診断機器レンタルのご案内

社内で

一

般

診

断

を受診できる！

#### ご利用手順

- ①お申込み
- ②機器の搬送
- ③自社内での設置・受診
- ④機器の返却

往復時間の  
節約に

好きな時間に  
受診可能

時間と費用の  
削減

#### ご利用料金

- 一般診断手数料 2,400円/人  
※香川県トラック協会加入事業者は助成対象です。
- 機器ご利用料金 1,100円/日  
※受診の開始日から最終受診日まで

レンタルのご利用は6月頃にかけて集中します。  
余裕をもったお申込みがおすすめです。



独立行政法人自動車事故対策機構 高松主管支所 適性診断担当

〒760-0066

香川県高松市福岡町3-3-6  
香川県トラック協会安全研修センタービル

TEL: 087-851-6963  
FAX: 087-851-6962

3月 行事予定 	日	曜	行 事	場 所
	3	火	フォークリフト運転技能講習（学科）	四国交通共済会館
	4	水	香ト協第6回正副会長会議	香川県トラック総合会館
			香ト協第6回理事会	香川県トラック総合会館
	5	木	事故惹起運転者講習会	四国交通共済会館
	9	月	フォークリフト運転技能講習（実技）～11日	四国交通共済会館
	13	金	フォークリフト運転技能講習（学科）	香川県トラック総合会館
	16	月	フォークリフト運転技能講習（実技）～18日	(株)タクテック

## 燃料ニュース

### 2026年1月軽油価格調査集計表（令和8年2月25日現在）

●（公社）全日本トラック協会

#### ○単純計算表

区 分	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	四国地区	全国地区	四国地区	全国地区	四国地区	全国地区
平 均	111.00	113.15	104.39	102.22	109.13	113.89

#### ○元売別集計表

元売名／区分	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	四国地区	全国地区	四国地区	全国地区	四国地区	全国地区
ENEOS	108.09	111.76	107.06	102.82	111.05	114.43
出光昭和シェル	114.98	114.21	110.82	102.70	104.90	114.17
キグナス				99.60		
コスモ	108.70	114.91	102.12	101.36		115.10
その他	113.40	113.47	101.87	101.88	108.75	113.31

#### ○軽油価格推移表

区 分	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	四国地区	全国地区	四国地区	全国地区	四国地区	全国地区
令和7年7月	126.50	125.10	114.90	113.40	117.62	124.28
令和7年8月	126.31	124.98	116.23	114.13	118.45	125.64
令和7年9月	127.55	126.22	116.91	115.02	119.42	126.00
令和7年10月	124.61	124.94	114.86	113.08	117.81	124.07
令和7年11月	120.85	121.43	111.73	109.85	113.70	122.07
令和7年12月	116.07	116.55	108.81	107.39	108.89	116.07
令和8年1月	111.00	113.15	104.39	102.22	109.13	113.89

お知らせ

香ト協会員専用機関紙「情報提供」はホームページに掲載